

会 則

第一条（名称）「ぼんぼり山の会」と称する。

第二条（事務所）主たる事務所；有限会社エコシステム開発内
会計の事務所；金児二三男宅

第三条（目的）森林所有者と地域住民の理解と協力により、森林と森林周辺地域の整備を行うことによって森林保護と再生に寄与するとともに、地域住民と会員の友好・親睦を図ることを目的とする。

第四条（会員の種類）会員は正会員と賛助会員とする。

正会員とは、この会の目的に賛同し会の活動に参加し事業を推進する個人

賛助会員とは、この会の目的に賛同し賛助するために入会する個人

第六条（入会）入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し会長の了承を得ることとする。尚、会長は必要と認めるときは正会員に諮るものとする。

第七条（入会金及び会費）正会員・賛助会員とも入会金は三千元、年会費は4月から翌年3月で三千元とする。途中入会者は月割りで年会費を支払う。

第八条（退会）会員は退会届を事務局に提出することによって退会できる。尚、会員の死亡、会員団体の消滅、会費の滞納（一年以上）及び除名により自動的に退会となる。

第九条（入会金・会費の不返還）退会に際しては入会金・会費は返還しない。

第十条（組織・役員・運営）この会には役員として会長・副会長を各一名及び役員・事務局員を若干名置き、又必要に応じ顧問を置く。

組織の運営は、当分の間、正会員により構成される毎月の運営委員会で和と良識を重視した過半数の賛成により行い、総会を行わない。尚、会の最高意思決定機関は会長、副会長及び役員で構成する役員会とする。

第十一条（役員の選任・任期）選任は正会員の和と良識を重視した互選により2年毎に3月の運営委員会にて行う。途中退任・辞任の場合には後任者は残りの任期を引き継ぐ。

第十二条（報酬及び費用の弁償）役員は無報酬とする。会員の活動による費用の弁償については別に定める。

第十三条（会計）会の会計は会長の責任のもと、会計担当が行い、会の名義で銀行口座を開設する。

会計報告は現金主義で毎月の運営委員会において口頭で、必要な都度書面にて行う。

第十四条（その他）この会則に定めのないことは、運営委員会にて和と良識に基づき審議することとする。

付 則

1. この会の設立は平成19年4月7日とし、会則も同日から有効とする。
2. この会の設立当初の役員等はつぎのとおりとする。

会 長 大日向 孜

副会長

役 員 清水 圭司

金児 二三男

入江 敦

辻田 彪

顧 問 潮田 峻二

園田 安男

高橋 由夫

担 当 会計；金児 二三男

受付・連絡(山主との連絡も含む)・保険；清水 圭司

広報；金児 二三男

活動報告；山本晶子、入江 敦

道具管理；正会員全員

渉外、会員名簿；辻田 彪

3. この会の定例活動日は次のとおりとする。

毎月第一土曜日及び第三日曜日

尚、雨の日も風の日も活動することとする。

4. この会の定例活動日の参加費用は次のとおりとする。

正会員；300円

一般参加者；500円

平成19年5月5日